

教 育 委 員 会 会 議 録

令和7年6月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分
				定 例 会
開会場所	加悦保健センター2階 農事相談室		担当書記	中 上 伸 午
会議日程	自 令和7年7月1日（火） 1日間 至 令和7年7月1日（火）			
出席者数	委員 5名 出席			
出席委員	教育長 長島 雅彦 委員 酒井 英隆 委員 植田 智子		委員 樋口 潔 委員 佐々木 和代	
欠席委員				
説明者	教育次長兼学校教育課長 中上 伸午 社会教育課長 小谷 貴儀 総括指導主事兼人事主事 森谷 秀博			
署名委員	委員 酒井 英隆		委員 佐々木 和代	
その他	【傍聴者】 なし			

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて <ol style="list-style-type: none"> 1 財産の取得について（タブレット型端末） 2 令和7年度与謝野町一般会計補正予算（第3号） 	承認可決
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて <ol style="list-style-type: none"> 1 与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事） 請負契約の変更について 2 与謝野町立学校給食センター新築工事（機械設備工事） 請負契約の変更について 3 与謝野町立学校給食センター新築工事（電気設備工事） 請負契約の変更について 	承認可決
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第12号 与謝野町教育委員会の権限に属する事務の 補助執行に関する規則の一部改正について 	承認可決
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第13号 与謝野町立三河内郷土資料室運営委員の委 嘱について 	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・報告第 8号 与謝野町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について ・報告第 9号 与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部改正について
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育料等の見直しについて ・与謝野町立古墳公園における指定管理者制度の導入について ・令和6年度社会教育事業のまとめ ・今後の予定について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和7年7月1日 午前9時30分から午後0時00分まで
- 2 場 所 加悦保健センター2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和7年度第4回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

[長島教育長]

承認をいただきましたので、よろしく願いいたします。

[長島教育長]

次に、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。

はじめに、5月23日に開催いたしました令和7年度第3回教育委員会会議の会議録につきまして、修正等はありませんでしょうか。

[佐々木委員]

若干の修正をさせていただきました。内容が変わるものではありません。

[長島教育長]

ご指摘の箇所を修正し、次回の教育委員会会議で承認・署名いただくことといたします。

[長島教育長]

続いて、日程第3、「教育長の報告」に入らせていただきます。

先ずは、この会議に先立って、樋口委員におかれましては、町長より4期目となる辞令の交付を受けられましたことを皆様にご紹介させていただきます。樋口委員、何卒、よろしく願いいたします。

いつもお話しする、二十四節気では、6月21日は早くも二十四節気の12番目の「夏至」でございました。そして今月7日は梅雨が明け暑さが増してくる頃とされる「小暑」でございます。今年の梅雨入りは6月9日で、6月中旬には、まるで梅雨明けしたような猛暑・酷暑の日が続きましたが、23日の月曜日の明け方より激しい雨となり宮津市に大

雨警報が発表されたことにより橋立中学校が臨時休業となりました。そして27日には観測史上初めて6月に梅雨明けするという異例の状況となっています。昨年は21日によく梅雨に入るという例年にない遅さ、さらに一昨年は10年振りに5月に梅雨入りということでした。梅雨という一つのことをとって、近年の気候変動の大きさ・季節感の崩れが出ている感がいたします。いずれにしても、豪雨、台風の襲来や雷雨などによる天候急変、さらには熱中症への心配というように、まさに園児・児童生徒の安心安全・命に係わる心配が増える時期にいると身の引き締まる思いでございます。

続いて、園・小中学校の様子です。最初に昨年に続いて園訪問は今週金曜日の野田川こども園を始めとして7月にお世話にさせていただくわけですが、子どもたちの様子とともにこの時期ならではの熱中症対策や施設設備の状況も含めて見ていただければと、そして例年のとおりの忌憚のないご意見をお願いできればと思います。

さて、前回の会議以降、大きな行事としては小学校の運動会と修学旅行がございました。5月の17日と24日の両日に実施された小学校の運動会は、いずれも天候が不良で実施の可否、開始時間、プログラムの変更をするかしないかなどの判断が非常に難しかったものと思われまふ。行事の実施については、様々な要素を総合して校舎長が最終判断を下すわけですが、これはなかなか難しいものです。その判断が適切であったか不適切かは、結果論ということになるわけですが、いずれにしても事前に園児・児童生徒を安全を第一として様々なシミュレーションをしておくことが、事前の策として肝要であると校舎長会議では話しました。委員の皆様から、お感じになられたことをこの後をお願いできればと思います。

そして5月下旬に実施された中学校に続いて、小学校の修学旅行は6月12・13日の木・金曜日に4校、19・20日の同じく木・金曜日に2校が実施しました。今年の小学校の修学旅行では、「いのち輝く未来社会デザイン」をテーマとする大阪・関西万国博覧会が、秋に別途見学する山田小学校を除いて5校で組み込まれています。子どもたちが生きる未来社会に向けた何かを感じてくれたことを切に願いたく思います。さらに中学校では14日の丹後ブロック中学校陸上競技選手権大会が京丹後市の「はごろも陸上競技場」で開催され、結果・記録については別紙のとおりでございます。3年生にとっては中学校総体に向けて、部活動の仕上げの時を迎えています。本年度より中学校総体については、熱中症対策に万全を期すること、府大会との時間的な余裕を持った大会運営ができるよう、1週間繰り上げて7月第2週の12日より始まります。

いずれの行事の実施においても、この時期、熱中症の予防に取り組まなければならない時期になりました。昨年度より始まった熱中症特別警戒アラートが前日に発表されるという事態は、まさに特別なこととして、日々の保育・教育活動の中での「命」を守る、安心安全の観点から最大限の留意が必要な時期となりました。このような中、6月より9月までの夏季限定で熱中症対策として通学距離2kmを超える児童に対するバス下校が、市場小学校、石川小学校、岩滝小学校において始まっています。状況についても、この後、中上教育次長から詳細の報告をしてもらいます。

また、6月8日には、宮津天橋高校加悦谷学舎で「あつまれこども広場」と題して昨年に続き、生徒が主体となって園児を対象とするイベントが開催され大賑わいでありました。本町では高校魅力化推進事業や職場体験学習によるこども園・小中学校そして高校との連携がかなり進んでいます。これらの取組は、子どもたちのモチベーションや中高生の進路意識を高めるだけでなく、交流が進む中で、何か困った状況にある小さな子どもが、地域

の中高生のお兄ちゃんお姉ちゃんに助けを求めることができる関係、逆に中高生が困っている小さな子どもたちを助ける関係、そんな安心安全な地域づくりにつながるものと確信をしています。

さらに6月22日の日曜日には丹後通学圏の公立高校の合同説明会も実施されました。昨今の高校の大きな変化、それぞれの学科の特色を中学3年生が学び、具体的な希望進路の実現に向けてしっかりとした意識づけの日となったことを願いたく思います。

加えて、今月12日の日曜日には、与謝野駅100周年記念式典が開催され、山田小学校の全児童が合唱の披露や児童が作成した動画の配信も行うと聞いています。

3の6月定例会ですが、26日に閉会となりました。一般質問については、レジュメにあるとおり多方面にわたるものがございました。補正予算では、学童保育施設の建設、給食センター建設、タブレット端末の購入など重要な案件が審議されたところでございます。

最後その他でございますが、本日も次第にあるとおりの大変多くのお諮りさせていただく議案や報告事項がございます。この後、よろしくお願いいたします。中上教育次長、私の報告の補足をお願いします。

(中上教育次長より説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[樋口委員]

まず運動会の件です。石川小学校に参加させていただきました。先ほどお話があった様に当日は雨がすごく心配された状況でしたが、何とかプログラムを一部変更する等ご配慮いただいた上で実施することができ、一部プログラムを飛ばしたところがありますが、基本的には8割、9割のプログラムを終わっていただけたということとなりました。

変更に関しても保護者の方にきちんと逐次説明されていまして、保護者の方からもやって良かったという声があり、それは安心しました。本当に教職員の皆様が前日からご心配されたり、ご苦労もいろいろあったかと思いますが、無事に実施できたため非常に良かったと思います。

石川小学校は徒競走に支援学校から生徒が来られており、その子達と一緒に種目をされていまして。石川小学校の伝統として行われている様で、それも良いことだと思い拝見させていただきました。

もう1点、グラウンドの整地についてですが、私も常に見ている訳では無いのですが、やはり時間の合間に整地作業をされているという姿を見て、色々ご苦労されていると思いました。特にグラウンドは夏場になりますと、すぐに雑草が端の方に生えてきますので、そういった中で職員の皆様が対応されているのを散見するのですが、やはり気になるのは、子どもたちが近くにいる可能性があります。

授業中の時間帯はもちろん授業を受けていますので大丈夫ですが、放課後であったり、他の時間帯で、もちろん安全には十分配慮されていると思いますが、その辺で危険が無い様にしていただきたい事が一番望むところです。

それと、今はどうか分からないのですが、ボランティアなのか、各グラウンドを使われるスポーツ団体の方なのか、その辺が分かりかねるのですが、過去にはそういった方々が、

ボランティアとして学校に報告されていると思いますが、整地されている姿を見たことがあります。学校でボランティアの方々に声掛けが可能であれば、きちんとお伝えするべきであろうと思います。

[長島教育長]

作業時の事故というものは安全の確保と、他の方々にしていく場合についても、今回、決まった事の周知を次長よろしくお願いいたします。他の委員の皆様からご意見・ご質問はありませんか。

[植田委員]

岩滝小学校の運動会に行って参りました。プログラムを変更され、雨の中で子どもも親も参加できる様に工夫をされていて、コンパクトな時間で午前中に終わる様、工夫をされ、開催されていたのでとても良かったです。待ち時間がすごく少ない感じがして、いつもこんな風だったかなとも思いながら、すごく回転が良く、集合と解散の動きも速くて、子どもたちも一生懸命頑張っていた姿が印象的でした。

それとバス通学についてです。保護者の方には説明をされて、距離の区分をして、石田地区や男山地区の中でも少し差が出る様に聞いていますが、保護者ではなく、子ども達から乗れないという意見を言われている事を小耳に挟みました。説明が本人達にもあった方が良いと思いましたのと、地域の人たちが子どもがバスで帰っている事を知らないとおっしゃっていましたので、バス下校をしているというアナウンスを少しされた方が良いのでは無いのかと思いました。

[中上教育次長]

岩滝小学校については地域に向けてのアナウンスが弱かったのかも知れません。と言いますのは市場小学校ですと、岩屋区が早い段階でバスを出して欲しいと言われていました。石川小学校ですと堂谷地区に限られています。岩滝小学校については、地域の方とバスを出す・出さないのやり取りがあまり無く、教育委員会と学校から保護者にはしっかり伝えていますが、なかなか地域の方に伝わる機会が少なかったと思います。そこについては学校と相談しながら、地域の方にも伝わっていく様なことを考えて行きたいと思います。

[長島教育長]

学校だよりと学校運営協議会等で、理解を得ていくという方向性になるのかと思われま。そういう形で進めていくということでお願いをいたします。

[植田委員]

夏の下校の見守りもありますので、地域的にも入って行かれるところがあります。本当に苦勞してされていると思いますので、少し早めをお願いします。

[佐々木委員]

ある小学校で熱中症特別警戒アラートにおける指数があるのですが、それが35を超えたら休校になる話を耳にしました。それは与謝野町についてはどこもその様にされているのか、その学校独自で判断をされているのか、どの様な事を想定されているのでしょうか

か。

[森谷総括指導主事兼人事指導主事]

昨年度からその様な形を取っています。特定の学校が、学校の判断によってその様な対応を取るという事では無く、校園長会で全て説明をして、学校間で差が出ない様な形で統一をしています。ですので、1つの学校だけ違う基準で運用しないよう昨年度から熱中症特別警戒アラートの対応をしております。

[佐々木委員]

昨年度はそれで休校になったのでしょうか。

[森谷総括指導主事兼人事主事]

ありませんでした。

[中上教育次長]

教育委員会に電話が掛かってくる内容として、気温が35℃とか31℃を超えているのに、何故、休校にならないのかという問い合わせの電話がありますが、気温では無く、WBGT、暑さ指数が35℃や31℃の話なので、そこをよく勘違いされて、気温だけで35℃を超えているのに何故、休校ではないのかと言われる電話があります。

WBGT、暑さ指数で35℃を超える事は今までありません。31℃を超える事はありますが、31℃を超えたからといって休校にはなりません。

[佐々木委員]

そのお知らせは当日にされるのでしょうか。

[長島教育長]

熱中症特別警戒アラートは前日に発表されますので、それが出たら自動的に学校の方は休みになります。ただし、熱中症特別警戒アラートは京都府の場合、観測地点が8ヶ所あり、8ヶ所全で暑さ指数が35℃を超えていないと出ないため、昨年度はもちろん出ていませんし、中々8ヶ所揃わないであろうと思われれます。

[長島教育長]

私からですが運動会のことです。私は山田小学校に行かさせていただきました。元からこのプログラムを短くされた形で、午前で終わる様、実施をされておられました。ただ非常に雨が降っていましたので、子ども達は寒かったのかと思われれます。

見ていた私達も寒かった訳ですから、子どもたちは寒かったかなと、山田小学校に限らず、その日に開かれていた運動会はそうなのかと思いますし、非常に厳しい中で工夫しながら何とかされていたという風に思います。

[長島教育長]

次に、日程第4、「審議事項」に入らせていただきます。

議案第10号「専決処分の承認を求めることについて」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 中上教育次長が説明いたします。

(中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問無し)

[長島教育長]

それでは、議案第10号「専決処分の承認を求めることについて」、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第10号「専決処分の承認を求めることについて」、は提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第11号「専決処分の承認を求めることについて」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 中上教育次長が説明いたします。

(中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問無し)

[長島教育長]

それでは、議案第11号「専決処分の承認を求めることについて」、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第11号「専決処分の承認を求めることについて」、は提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第12号「与謝野町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 中上教育次長が説明いたします。

(中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問無し)

[長島教育長]

それでは、議案第12号「与謝野町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第12号「与謝野町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」、は提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第13号「与謝野町立三河内郷土資料室運営委員の委嘱について」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[酒井委員]

運営委員会の設置要綱についてですが、運営委員は8人以内となっています。8人以内ではあるのですが、8人という上限の半分以下の人数はどうかと思います。

3人でも特に問題が無いのであれば、そもそも委員が多すぎる気がしますし、逆に言うと、町立の施設なので、今まで三河内の方が歴任されている事情もよく分かるのですが、他地区の方に見て貰いたいということを考えるのであれば、三河内区以外の方が入られても良いかと思います。その辺り人数が3人で良いのであれば、要項の8人を8人にしておく必要はないかと思います。どちらが良いかという訳では無いのですが、不自然な感じがします。

[小谷社会教育課長]

おっしゃる通り要綱では8名となっていますが、実態として3名という経過があります。特に三河内の物ということもあって、そこから三河内の方を指名している事もありますが、今、酒井委員がご指摘いただいたところは元々の話という事があります。先ほどご紹介させていただいた様に、一部展示会を行います。今後、あの施設にたくさん来ていただくためには、確かにその通りですので、次回以降の委員につきましては、再考していきたいと思えます。

[長島教育長]

今後の検討課題という事をお願いします。

[長島教育長]

それでは、議案第13号「与謝野町立三河内郷土資料室運営委員の委嘱について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第13号「与謝野町立三河内郷土資料室運営委員の委嘱について」、は提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に日程第5、報告事項に入らせていただきます。

報告第8号「与謝野町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」、小谷社会教育課長が報告いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(各委員からの質問無し)

[長島教育長]

続きまして、報告第9号「与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部改正について」、小谷社会教育課長が報告いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[樋口委員]

起こってしまったことは、こうやってどんどん改善すべきだと思いますので、それは良い方向だと思います。気になる所は、この6年間の間にこれがきちんと決まっていなかったことによって、実質的に何か問題があったのか教えていただきたいと思います。もしそういうことで何か事象的に問題があったのであれば、それに対応するというので、その点もご説明いただけたらありがたいです。

[小谷社会教育課長]

先に答えを言いますと、問題はありませんでした。補助金の交付3枚目、表の交付要綱の第1条をご覧ください。この補助要綱だけでは無いのですが、3行目から、並びにという箇所があります。並びにに続いて、与謝野町補助金等の交付に関する規則があります。定めるものの他、予算の範囲内でこの交付要綱を行いますと書いてありますが、こちらの規則に、実は今回、追加した3条に関わる事は一定の記載がされていますので、規則に基づいて事務をしており、補助金の交付事務は他でも様々な経験がありますので、適切に事務処理はされていたということが結果報告です。繰り返しになりますが、この間、特に何もありませんでした。

[長島教育長]

他の委員の方々は質問ありませんか。

[長島教育長]

続きまして、日程第6「その他」に入らせていただきます。「学童保育料等の見直しについて」、小谷社会教育課長お願いします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

学童保育に関わりまして料金の見直しや現状について、そして新たな動きの部分についても丁寧に説明をさせていただきました。会議が始まりましてから、1時間半となりますので、一旦ここで休憩を取らせていただいた後に、様々なご質問やご意見をいただきたいと思います。5～6分程度の休憩ということで、15分位から再開をお願いします。

(暫時休憩)

[長島教育長]

それでは休憩を閉じて再開をお願いできたらと思います。委員の皆様方から、先ほど小谷課長から多くの説明がありました計画の保育につきまして、質問や感じられたことをお願いします。植田委員お願いいたします。

[植田委員]

説明を丁寧にさせていただいてありがとうございました。料金はとても安く設定されると私は前から思っていたので、上げられても良いのかなと個人的な意見を持っていました。

長期休み料金ですが、夏休みが7月20日頃から入る場合、1日・2日利用されただけでも夏休み料金になるという事が以前ありましたが、そういう細かい設定は把握されているのかお聞きしたいです。

それと、高校生のアルバイトについてです。後から体験的なことが役立つ、将来与謝野町に帰って来るかも知れないという事は言われていたのですが、良い面は良いのですが、それ以外の部分も考えていただきたいという事、高校生という事に何かしらの拘りを感じたので、今日の会議でお尋ねしたいと思いました。

[小谷社会教育課長]

まず夏休日の1日・2日だけ利用しても月額料金を払うということについてですが、月額定額制なのでそういうことになります。同じ話は非常に耳に入ってきます。逆に、近年は8月31日より早く夏休みが終わるのですが、8月の料金は6,000円です。

数日だけの利用でも6,000円徴取するののかという意見がありまして、これもあって保育料を絶対改正すべきだと思っています。金額をどうするかは、色々なシミュレーションがありますが、色々な人のご理解をいただかないといけないので調整しますが、改正自体は必要であると考えています。私共も何とか来年の4月に施行できるようにしたいという事が今の思いです。

もう1つ高校生の雇用についてです。先ほどの良い面については聞いた話をそのまま述べさせていただきました。「支援員が足りないから雇用されているのですか。」と、直接聞きました。「もし高校生がいなければ支援員が足りない状況になって、学童で十分なサービスができなくなる可能性があるのですか。」とお聞きしたところ、「高校生を雇用しなくても現行の支援員でサービスができます。」と回答されました。

これについては、こちらも2回聞きましたが、その様な回答が返ってきました。高校生を雇用する理由は、先ほど申し上げた内容をハーベストは述べられました。加えて、「高校生だけで子ども達を見させるということは絶対にしません。必ず支援員がいて、そこに高校生がいる。そういう状況に必ずします。」ということも聞いています。

[長島教育長]

他に委員の皆様から意見はありませんか。

[酒井委員]

2点お願いします。1点目は今回、来年に向けて保育料をどうしようかと考えているのですが、最終的に国が示す運営費の負担は保護者が2分の1にする。これはとても無理だとは思いますが、何%位までという具体的な目的・目標を決められているのかどうか教えていただきたいです。

2点目ですが、近隣市町の運営表が載せられていますが、与謝野町と同じハーベストネットワークがされている所、あるいはそこがどの様にされているかを、もし分かれば他の自治体がどの様な形を取られているか教えていただきたいです。

[小谷社会教育課長]

1点目の国が示す考え方の保護者負担は50%ですが、非常に金額が大きくなると予想はされるのですが、まだシミュレーションをしていないです。丁度シミュレーションをし

ている段階と申し上げましたが、どの辺りを目指すべきかについては、実は決めかねています。

正解が無い、答えがない状況ですので、例えば今14%を20%にするとしたら月々どれ位になるのか、30%以上負担があってもそれをご覧いただいて、ご意見を聞く位しかないのかと思っています。皆さんからすれば、当然安い方が良いので、どこで折り合いが付けられるかは悩ましいところではあります。

それから他市町の状況で、近隣市町についてはA3の表を付けさせていただいています。ハーベストは、宮津市の宮津小学校の学童だけされています。ハーベストが料金を設定される訳ではないので、宮津市のパターンでいきますと定額4,000円です。与謝野町は3,000円ですが、宮津市は4,000円にされていますし、4,000円で夜の7時まで子どもを見られている事が宮津市の特徴と言えます。

先ほどの夏休みの1日・2日だけ見ても、6,000円の料金が発生する件に関しては聞いていないのですが、同じ様な内容があるのでは無いのかと思われまます。京丹波町や亀岡市を見たところ、その様な感じではあります。1万円を徴収されている市町はありません。地方自治体が行う学童保育は費用を押さえています、都会の保育料2万円は、民間がされている学童保育であり、そこにも国の支援が入っているようですが、民間ですので赤字を出すわけにはいきません。そのため比較的高い保育料に設定されている実態があります。

[長島教育長]

ハーベストは宮津小学校だけで、例えば綾部市とか福知山市等は全部直営なのでしょうか。

[小谷社会教育課長]

直営のところもありますし、福祉法人がされているところもあります。福知山市は、ある学童は直営ですが、他では福祉法人の所もあります。

[酒井委員]

先程の負担割合を考える時に、今日、説明いただいたのは、基本的には全て入りの話ばかりで、入りを増やすか出を減らすしかない。そうすると、出を何かしら抑えられているのか、もちろんそれでサービスが低下したのでは意味が無いのですが、そちらの方も含めて考えなければならぬと感じました。

[小谷社会教育課長]

他市の出の明細まで細かく見れておりません。1つ言えるのは、完全に民間会社に委託をトップでスタートしたのが実は与謝野町です。他の自治体の方が、出が少ない状況だと予測をしています。

出で見えないのは、例えば福知山市に聞くと、直営の場合は職員が動くので、職員の人件費は見えません。人件費を正確に計算すれば、結構民間に近い額になるはずですが。直営にすると、支援員の賃金を上げて全部職員としなければならないため、そのコストを恐らく見ていないのです。ですので、割と近い金額になるという予測はしています。

ハーベストに一括委託しているメリットは、我々職員が行っている業務を殆ど全部やっ

ていただくということもあります。学童保育もご存知の通り子どもをただ見ていれば良いという訳では無く、イベントに応じて行事を仕掛けたり、設備に応じたサービスを提供できれば良いかと思えます。そういったことは民間の良い所だと思っています。

委員にご指摘いただきました料金の話をする時には、出の方を減らす努力、適正に支出しているかは、確かに気にしなければならない部分だと思いました。

[長島教育長]

他に委員の皆様よろしいでしょうか。

[佐々木委員]

私も過去に学童保育を利用させていただいて感じたところは、長期休みのところですが、夏休みは良いのですが、8月は殆ど休みですので、ただ冬休みは1月8日位までで、実質通う日数は1日・2日です。それにも関わらずで長期休暇料金を取られ、また学校が始まったら通常料金となり、普段から利用しておられる方は月3,000円で済むところが、長期しか利用されていない方は9日以降は利用できないのに、2日間だけで3,000円です。それは料金体系としてどうなのかと思っていました。

利用しなければならない方は金額が上がっても利用されると思うのです。金額を上げるのであれば、それなりのサービスとして夜7時まで行う、長期休暇と重なった場合においても一律料金にするなど、変更していくべきかと思っています。

料金は安いと思えますし、安いに越した事はありませんが、これが5,000円、6,000円と上がったら、困るとは思いますが、料金が高くても利用しなければならない場合は利用されると思えます。

[小谷社会教育課長]

冬休みの1日・2日しか使っていないのに3,000円徴取される。先ほどの夏休みの件でもそうですし、大きな課題です。ここは必ず改善すべきだと思います。先ほど少し触れましたが、冬休みの特定の日数だけ利用したら、いくらという風に設定された自治体もあります。

具体的には12月24日から1月7日まで使った場合の設定をされている所もありまして、分かりやすい例かと思われます。これらを参考にしながら保護者の方に提案させていただきたいと思えます。

[樋口委員]

先日、小谷課長に無理をお願いして、今まで行ったことが無かった石川の学童保育の中に入ることができました。一言で言いますとやはり狭い、大変だなということが率直な感想です。あの施設であれだけの人数をよく見ておられるなというのも、率直な印象です。

その中で職員さんが頑張っておられて、子どもたちも元気よく過ごしている姿を見て、本当にあぁいった事は大切なことで、私の子どもがいた時は、そういったことも無く、学童保育というものはかけらも無かったので、そういうところから比べると、町のサービスとしては進んできているのだな、地道な皆さんの努力のおかげでこういった形になっているのだなという思いを持ちながら拝見して、本当にいい経験をさせていただいたなと思えます。

料金については、保護者の意見で先ほどおっしゃった様に、安いに越したことは無いですが、安心安全ということになりますと、ある程度コストも変わってきますし、それで見直す事は仕方が無いのかと私自身は思っております。

ただ、その中で困窮家庭であるとか、いろんな状況を考えられるご家庭に関しては、減免であったり補助できる様な制度を考えていただけたら、ある程度の料金が動く事は止む無しかと思えます。

2点気になるところがありますので、お伝えしたいと思えます。

見学させていただいた時に、押入れの中が空きスペースになっていて、拡張するために襖が外してあり、その下の段は入って遊んでたり、上を物置として利用されていて、子ども達はその狭い空間を工夫して遊ばれているのです。ただし、訪問させていただいた短時間ですが、ずっと押入れにいた子どもがいました。にこやかにしていたのですが、ずっとそこから動かない子どもがいました。そういう子どもがおられたと思い、これもある意味学校の縮図といいますか、今まで私共も学校訪問をさせていただいたのですが色々な生徒がいます。それが学童保育の中でも、もちろんあり得ます。

今までの状況で、短時間ということで目を瞑っていただいた面もあったのですが、これがどんどんそういったサービスを拡充して人を増やして、入られる子どもたちが増えてくると色々な問題が出てくると思えます。現状の職員数で賄えるのか、今まで預かっている人数と比較し、何人に対して配置する職員が足りるのかどうかということも問題になってくる様な気がします。ですからその辺も考えて、これは難しい問題だと思えますが、学童保育については色々な問題を孕んでいると思ひながら考えていかなければならないと思われれます。

もう1点は、学童に行くに当たり、様々な事が分からなかったもので、植田委員にご相談させてもらったことがあり、委員とお話させていただく中で、先ほど委員がおっしゃられていたのですが、実は職員として言っているものの会社の方から決定事項でと言われたところがすごく気にになりました。

もちろん会社の方針として、良かれと思ってされていることだとは思いますが、やはり普段、子どもたちと接しておられる職員1人1人の声が届かない様なことは、危ないと思ひます。やはり職員1人1人が感じ、実際に子どもたちと触れ合った状況で感じられたことを、もう少し大事にして運営していただける様な組織でなければならないと思ひています。

[長島教育長]

今後の学童の料金の見直し等につきましては、随時、経過報告を頂ければと思ひます。

[長島教育長]

続きまして、「与謝野町立古墳公園における指定管理者制度の導入について」、小谷社会教育課長お願ひします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問なし)

[長島教育長]

続きまして、「令和6年度社会教育事業のまとめ」、について小谷社会教育課長お願いします。

(小谷社会教育課長より資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問なし)

[長島教育長]

それでは、他に事務局からありましたらお願いします。

[中上教育次長]

今回の教育委員会会議の日程調整をさせていただきたいです。

(次回、教育委員会会議の日程調整)

[中上教育次長]

今回の教育委員会会議については、7月25日(金)となります。午前9時半からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[森谷総括指導主事兼人事主事]

先ほど熱中症警戒アラートのところで、京都府における観測点が5ヶ所とお伝えしていましたが、8ヶ所でしたので訂正させていただきます。

それから、前回の教育委員会会議で生徒指導の報告をさせていただきましたが、その資料の中で問題事象のその他の項目があり、その他の内容について、また不登校において本当に学校に行けないのではなく、自分の意思で学校に行かない生徒が、どれ位いるのかというご質問がありましたのでお答えいたします。

まず1点目の問題事象の資料にありました、その他というものが何であったのかですが、これは奢りという様な形から、奢り合いの競争をする様な形のものになって、一定の限られた子が他の子にたくさん奢っていました。当該事象を、その他としてカウントした事が1点です。

それから、不登校に関してですが、本当に行きたくても学校に行けないのではなく、自分の意思で登校しないという子がどれ位いるのかについてです。1件は中学校3年生で、目指す進路に高等学校があつて、その高等学校に進学するため、自分から家で勉強をすることで、学校に行かずに勉強をしています。

そして、週に1回程度学校に行つて、家で勉強した内容を学校に報告をしているという

ところでは、学校で教材を貰って帰る形で家で勉強をしている生徒です。

もう1件は、週2回は登校するが、3回は学校には行かないという生徒で、毎週2回登校、残りの3日は家で家事手伝いを行う形で学校に来ない生徒がいます。

もう1件はどちらかと言うと、いわゆる学校に行けない方になるのかなと思います。3年生になったら学校行く旨の発言をしていたのですが、3年生になった時点で、2年生の時の勉強ができておらず、そのため3年生になっても登校していない生徒が1名、合計3名がそれに該当する生徒になります。

[酒井委員]

知りたかった数字を教えてくださいありがとうございました。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後0時00分 終了

教育長

委員

委員

書記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和7年7月1日（火）
午前9時30分～
場 所：加悦保健センター2階農事相談室

日程第1 会議録署名委員の指名
酒井委員 佐々木委員

日程第2 確認事項
会議録の確認

日程第3 教育長の報告

日程第4 審議事項

議案第10号	専決処分の承認を求めることについて 令和7年6月与謝野町議会定例会の議決を経るべき追加議案に対する意見照会について
1	財産の取得について（タブレット型端末）
2	令和7年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）
議案第11号	専決処分の承認を求めることについて 令和7年6月与謝野町議会定例会の議決を経るべき追加（第2回）議案に対する意見照会について
1	与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事） 請負契約の変更について
2	与謝野町立学校給食センター新築工事（機械設備工事） 請負契約の変更について
3	与謝野町立学校給食センター新築工事（電気設備工事） 請負契約の変更について
議案第12号	与謝野町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
議案第13号	与謝野町立三河内郷土資料室運営委員の委嘱について

日程第5 報告事項

- 報告第 8号 与謝野町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について
- 報告第 9号 与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部改正について

日程第6 その他

- ◇学童保育料等の見直しについて
- ◇与謝野町立古墳公園における指定管理者制度の導入について
- ◇令和6年度社会教育事業のまとめについて
- ◇今後の予定について

議案第10号

専決処分の承認を求めることについて

令和7年6月与謝野町議会定例会の議決を経るべき追加議案に対する
意見照会について

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月10日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

提案理由

令和7年6月与謝野町議会定例会への提出議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく町長からの意見聴取について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決第6号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和7年6月10日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

別紙

令和7年6月与謝野町議会定例会の議決を経るべき追加議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年6月9日付7与総第159号で意見を求められました令和7年6月与謝野町議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

- 1 財産の取得について（タブレット型端末）
- 2 令和7年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）

以上2件について、異議ありません。

議案第 66 号資料

与謝野町教育用タブレット型端末等取得概要

1. 取得機器の主な仕様内容

(1) 数量 1, 294台

※児童生徒用・予備機として運用

(2) タブレット型端末主要諸元

	項 目	内 容
1	タブレット名称	iPad (A16) Wi-Fi モデル
2	OS	iOS18 (日本語版)
3	記憶容量	128GB

(3) その他

	品 名	想 定 品	数 量
1	ケース一体型 キーボード 5年保証	株式会社ロジクール RUGGED COMBO4 iK1061BB EX-5	1, 294台
2	TypeCオーディオ変換アダプタ	多摩電子工業株式会社 TS16CK	1, 294台
3	端末管理用ソフト (MDM) (5年間)	インヴェンティット株式会社 mobiconnect for Education with AAES 5年	1, 294ライセンス
4	充電式タッチペン GIGAスクール5年保証	株式会社エムディーエス MDC-TPAP02WHY5	1, 294本
5	端末保証	Apple社 AppleCare for iPad 5年	1, 294本

2. 契約事項

(1) 契 約 額 84, 898, 693円

内、消費税相当額 7, 718, 063円

(2) 契約の方法 随意契約

(3) 取得予定日 令和8年3月31日

(4) 契約保証金 8, 489, 870円 (契約金額の10%以上)

3. 取得費の財源内訳

(単位 円)

項目	区分	金額	摘要
財源内訳	国庫支出金	47,446,000	公立学校情報機器整備費補助金
	一般財源	37,452,693	
合計		84,898,693	

4. 指名業者

京都府市町村 GIGA スクール共同事業体	以上1者
-----------------------	------

令和7年度

一般会計補正予算（第3号）資料

（教育委員会 学校教育課所管分）

令和7年度 一般会計補正予算(第3号): 学校教育課補正予算資料

■予算額推移表(歳入)

(単位:千円)

予算 書頁	款	項	目	節	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額			説明
								1号	2号	3号	
12	町債	町債	教育債	保健体育債	780,900	826,200	776,300	4,600	0	45,300	給食センター整備事業債

令和7年度 一般会計補正予算(第3号): 学校教育課補正予算資料

■予算額推移表(歳出)

(単位:千円)

予算 書頁	款	項	目	事業	節	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額			説明
									1号	2号	3号	
14	教育費	保健体育費	学校給食費	学校給食センター 施設整備事業	工事請負費	1,012,594	1,057,986	1,012,594	0	0	45,392	学校給食センター整備工事費
14	予備費	予備費	予備費	予備費		13,422	13,330	13,422	0	0	△ 92	
	合計					1,026,016	1,071,316	1,026,016	0	0	45,300	

② 令和7年度6月追加補正予算概要資料

(単位：千円)

区分	変更	予算書ページ	13-14	担当課	学校教育課	補正予算要求額		財源名称	
概要 (予算事業名)	労務単価改訂に伴う与謝野町立給食センター整備工事費の変更 (学校給食センター施設整備事業)					45,392			
						国費			
総合計画	分野	(分野5) 魅力ある教育が活力ある人や地域を創るまち					府費		
	基本施策	(基本施策2) 一人ひとりを大切に作る環境づくり					その他		
	分野						起債	45,300	給食センター整備事業債
	基本施策						一財	92	
						補正後予算額		870,382	
予算	款	教育費		項	保健体育費		目	学校給食費	
予算・決算の状況		R5 決算		R6 決算見込み		R7 当初予算		R7 現計予算	
		59,125		111,285		818,740		824,990	
背景・経緯		<p>令和7年2月17日付で、国土交通省から令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価等が決定・公表されるとともに、技能労働者への適切な賃金水準の確保に係る措置が講じられた。</p> <p>給食センター新築工事がこの特例措置に該当する工事になっていることから、単価入替設計を行い、工事請負費を追加するもの。</p>							
補正予算で追加する理由		当初設計の単価入替を行い、工事請負費が増額するため。							
事業内容		中事業名	学校給食センター施設整備事業						
		<p>老朽化した学校給食センターと自校給食施設に代わり、学校衛生管理基準に適合し、HACCPの考え方に基づく衛生管理に対応した共同調理場（学校給食センター）を旧岩屋小学校校舎跡地に整備する。</p> <p>【補正予算の概要】 令和7年3月から適用する公共工事労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、令和7年3月1日以降に契約を行う工事のうち、予定価格の積算を新労務単価の適用以前の労務単価をもって行っているものについては、その工事の受注者は発注者に対し、工事請負契約書第55条の規定に基づく請負代金額の変更に係る協議を請求することができるよう特例措置が実施されている。</p> <p>給食センター新築工事においては、この特例措置の対象となることから、単価の見直し、見積再徴収等、設計書の改訂を行った結果、工事請負費が増額することとなった。</p> <p>【工事請負費の増額について】 ●今回増額分総額 126,258千円 令和7年度出来高分 45,392千円（今回補正額） 令和8年度出来高分 80,867千円（今回債務負担行為設定額）</p>							
本事業の実施により期待される効果・成果		今回の特例措置を講ずることで、元請業者は適正な価格で工事を進めることができる他、下請業者との請負金額の見直し、賃金水準の引き上げ等について対応することが可能になる。							

議案第11号

専決処分の承認を求めることについて

令和7年6月与謝野町議会定例会の議決を経るべき追加（第2回）

議案に対する意見照会について

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月17日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

提案理由

令和7年6月与謝野町議会定例会への提出議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく町長からの意見聴取について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決第7号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和7年6月17日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

別紙

令和7年6月与謝野町議会定例会の議決を経るべき追加（第2回） 議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年6月16日付7与総第160号で意見を求められました令和7年6月与謝野町議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

- 1 与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事）請負契約の変更について
- 2 与謝野町立学校給食センター新築工事（機械設備工事）請負契約の変更について
- 3 与謝野町立学校給食センター新築工事（電気設備工事）請負契約の変更について

以上3件について、異議ありません。

議案第 6 8 号資料No. 1

1. 工 事 名 与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事）
2. 工 事 場 所 与謝野町字岩屋地内（旧岩屋小学校校舎跡地）
3. 契約の相手方 京都府与謝郡与謝野町字男山 8 0 0 番地の 1
安田建設株式会社
代表取締役 安田 昌司

4. 工事内容の変更
・公共工事設計労務単価の変更

5. 契約事項の変更

(1) 工事請負額 (単位：円)

区分	変更前	変更後	変更による増減
工 事 請 負 費	1, 006, 500, 000	1, 046, 146, 200	39, 646, 200
請 負 工 事 価 格	915, 000, 000	951, 042, 000	39, 042, 000
消 費 税 相 当 額	91, 500, 000	95, 104, 200	3, 604, 200

(2) 支払限度額の年割額の変更 (単位：円)

年度	変更前	変更後	変更による増減
令和 6 年度	0	0	0
令和 7 年度	504, 553, 500	531, 956, 700	27, 403, 200
令和 8 年度	501, 946, 500	514, 189, 500	12, 243, 000
合計	106, 500, 000	1, 046, 146, 200	39, 646, 200

(3) 工 期 令和 8 年 6 月 3 0 日（変更なし）

6. 財 源 内 訳 (単位：円)

区分	変更前	変更後	変更による増減	摘要
起 債	779, 000, 000	818, 600, 000	39, 600, 000	過疎対策事業債
そ の 他	227, 476, 000	227, 476, 000	0	学校施設環境改善 交付金 与謝野町宮津市中 学校組合負担金
一般財源	24, 000	70, 200	46, 200	
合 計	1, 006, 500, 000	1, 046, 146, 200	39, 646, 200	

議案第69号資料No.1

1. 工 事 名 与謝野町立学校給食センター新築工事（機械設備工事）

2. 工 事 場 所 与謝野町字岩屋地内（旧岩屋小学校校舎跡地）

3. 契約の相手方 京都府与謝郡与謝野町字弓木138番地1
株式会社山添電気
代表取締役 山添 宏明

4. 工事内容の変更
・公共工事設計労務単価の変更

5. 契約事項の変更

(1) 工事請負額 (単位：円)

区分	変更前	変更後	変更による増減
工 事 請 負 費	981,200,000	1,060,222,900	79,022,900
請 負 工 事 価 格	892,000,000	963,839,000	71,839,000
消 費 税 相 当 額	89,200,000	96,383,900	7,183,900

(2) 支払限度額の年割額の変更 (単位：円)

年度	変更前	変更後	変更による増減
令和6年度	0	0	0
令和7年度	210,167,100	227,096,100	16,929,000
令和8年度	771,032,900	833,126,800	62,093,900
合計	981,200,000	1,060,222,900	79,022,900

(3) 工 期 令和8年6月30日（変更なし）

6. 財 源 内 訳 (単位：円)

区分	変更前	変更後	変更による増減	摘要
起 債	759,400,000	838,400,000	79,000,000	過疎対策事業債
そ の 他	221,725,000	221,725,000	0	学校施設環境改善 交付金 与謝野町宮津市中 学校組合負担金
一般財源	75,000	97,900	22,900	
合 計	981,200,000	1,060,222,900	79,022,900	

議案第70号資料No.1

1. 工 事 名 与謝野町立学校給食センター新築工事（電気設備工事）

2. 工 事 場 所 与謝野町字岩屋地内（旧岩屋小学校校舎跡地）

3. 契約の相手方 京都府与謝郡与謝野町字三河内22番地の8
株式会社山田電気商会
代表取締役 山田 孝生

4. 工事内容の変更
・公共工事設計労務単価の変更

5. 契約事項の変更

(1) 工事請負額 (単位：円)

区分	変更前	変更後	変更による増減
工 事 請 負 費	274,857,000	282,445,900	7,588,900
請 負 工 事 価 格	249,870,000	256,769,000	6,899,000
消 費 税 相 当 額	24,987,000	25,676,900	689,900

(2) 支払限度額の年割額の変更 (単位：円)

年度	変更前	変更後	変更による増減
令和6年度	0	0	0
令和7年度	84,348,000	85,407,300	1,059,300
令和8年度	190,509,000	197,038,600	6,529,600
合計	274,857,000	282,445,900	7,588,900

(3) 工 期 令和8年6月30日（変更なし）

6. 財 源 内 訳 (単位：円)

区分	変更前	変更後	変更による増減	摘要
起 債	212,700,000	220,300,000	7,600,000	過疎対策事業債
そ の 他	62,107,000	62,107,000	0	学校施設環境改善 交付金 与謝野町宮津市中 学校組合負担金
一般財源	50,000	38,900	▲11,100	
合 計	274,857,000	282,445,900	7,588,900	

1. 工 事 名 与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事）
 与謝野町立学校給食センター新築工事（機械設備工事）
 与謝野町立学校給食センター新築工事（電気設備工事）

2. 工種別増額 (単位：円)

年度	建築工事	機械設備工事	電気設備工事	合計
R 6	0	0	0	0
R 7	27,403,200	16,929,000	1,059,300	45,391,500
R 8	12,243,000	62,093,900	6,529,600	80,866,500
合計	39,646,200	79,022,900	7,588,900	126,258,000

3. 変更の理由

公共工事設計労務単価の変更に係る特例措置の適用により、請負金額が変更になるため（※）。

※適用される「公共工事設計労務単価の変更に係る特例措置」とは、新労務単価（令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価）の決定に伴い、令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事（予定価格の積算を新労務単価の適用以前の労務単価をもって行っているもの）の受注者は、工事請負契約書第 55 条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるというものになります。

今回、令和 7 年 4 月 1 日付で、各工事の契約の相手方から協議の請求があったため、単価の見直し、見積再徴収等、設計書の改定を行い、変更請負金額を算出したものであり、工事内容の変更や数量等の増減に係る変更はありません。

なお、予定価格の積算に当たって旧労務単価（令和 6 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価）を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更することになります。

変更後の請負代金額＝（新労務単価及び当初契約時点の材料単価による積算に係る予定価格）×当初契約の落札率

ただし、「当初契約時点の材料単価」とは、当初契約締結日における最新の材料単価とする。

議案第12号

与謝野町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則
の一部改正について

与謝野町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改
正する規則を別紙のように定める。

令和7年7月1日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

提案理由

現行に合わせて、文言修正を行うものである。

与謝野町教育委員会規則第4号

与謝野町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部
を改正する規則

与謝野町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成27
年与謝野町教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「幼稚園」を「認定こども園」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第12号資料

与謝野町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する教育委員会の権限に関する事務のうち、<u>幼稚園</u>に関する事務を町長の補助機関である子育て応援課の職員に補助執行させる。</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する教育委員会の権限に関する事務のうち、<u>認定こども園</u>に関する事務を町長の補助機関である子育て応援課の職員に補助執行させる。</p> <p>第3条 (略)</p>

議案第13号

与謝野町立三河内郷土資料室運営委員の委嘱について

次の者を与謝野町立三河内郷土資料室運営委員に委嘱したいので、与謝野町立三河内郷土資料室運営委員会設置要綱第3条により、教育委員会の承認を求める。

令和7年7月1日

与謝野町教育委員会

教育長 長島 雅彦

住 所	氏 名
三河内	太 田 互
三河内	藤 井 透
三河内	高 田 壽 博

(委員会の設置)

本委員会の設置は、与謝野町立三河内郷土資料室条例第4条第3項「教育委員会は、資料室の運営方針を策定するために、運営委員会を置くことができる。」により設置する。

(委員の任期)

委員の任期は、与謝野町立三河内郷土資料室運営委員会設置要綱第5条「運営委員会の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」により、委員の任期は、令和7年7月1日から令和9年6月30日まで。

与謝野町教育委員会告示第10号

与謝野町地域学校協働活動推進員設置要綱を次のように定める。

令和7年6月23日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

与謝野町地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域住民、保護者、団体等の参画により、地域全体で子どもの学びや成長を支える地域学校協働活動（以下「協働活動」という。）を推進するため、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の7第1項の規定に基づき委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 推進員の数は、1学校につき1人とする。ただし、地域の実情を考慮の上、同一の推進員が複数の学校を担当すること又は複数の推進員が1つ若しくは複数の学校を担当することを妨げない。

(委嘱)

第3条 推進員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、当該学区の学校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 協働活動の推進に熱意と識見を有する者

2 推進員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(解嘱)

第4条 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合
(職務)

第5条 推進員は、法第9条の7第2項の規定により、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域及び学校の教育活動への支援、企画及び参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動
(推進員協議会)

第6条 教育委員会は、次に掲げる事項を協議するため、必要に応じて地域学校協働活動推進員協議会（以下「推進員協議会」という。）を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動及び教育課題についての情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究、協議、提言等に関すること。
- (3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。
(服務)

第7条 推進員は、次に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 法令、この告示等に従い、かつ、公正に職務を遂行しなければならない。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は推進員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。
(秘密の保持)

第8条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(庶務)

第9条 推進員及び推進員協議会の庶務は、社会教育課において処理する。
(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年6月23日から施行する。

~~与謝野町教育委員会報告第1号~~

与謝野町教育委員会告示第10号

~~与謝野町地域学校協働活動推進員設置要綱~~

与謝野町地域学校協働活動推進員設置要綱を次のように定める。

令和7年6月23日

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

与謝野町地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域住民、保護者、団体等の参画により、地域全体で子どもの学びや成長を支える地域学校協働活動（以下「協働活動」という。）を推進するため、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の7第1項の規定に基づき委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 推進員の数は、~~地域の実情を考慮の上、~~1学校につき1~~名を原則~~人とする。ただし、~~地域の実情を考慮の上、~~同一の推進員が複数の学校を担当すること~~及び~~又は複数~~人~~の推進員が1つ若しくは複数の学校を担当することを妨げない。

(委嘱)

第3条 推進員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、当該学校区の学校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 協働活動の推進に熱意と識見を有する者

2 推進員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし

、再任を妨げない。

(任期及び解任嘱)

第4条 ~~推進員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。~~

教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、これを解任嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合
(職務)

第5条 推進員は、法第9条の7第2項の規定に~~準ずる~~より、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域及び学校の教育活動への支援、企画及び参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動
(推進員協議会)

第6条 教育委員会は、次に掲げる事項を協議するため、必要に応じて地域学校協働活動推進員協議会（以下「推進員協議会」という。）を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動及び教育課題についての情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究、協議、提言等に関すること。
- (3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。
(服務)

第7条 推進員は、次に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 法令及びこの要綱告示等に従い、かつ、公正に職務を遂行しなければならない。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は推進員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。
(秘密の保持)

第8条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 推進員及び推進員協議会の庶務は、社会教育担当課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱告示は、令和7年6月23日から施行する。

与謝野町教育委員会告示第11号

与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月18日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部を改正する告示

与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱（平成18年与謝野町教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第10条を第13条とし、第9条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。

（補助金額の確定）

第9条 教育委員会は、前条の報告を受けたときは、報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、当該報告に係る実施事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第10条 補助金は、補助金額の確定後に支払うものとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、補助金の交付決定後に概算払により補助金を支払うことができる。

（補助金の返還）

第11条 教育委員会は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、返還を命ずるものとする。

附 則

この告示は、令和7年6月18日から施行する。

与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 1 日

教育委員会告示第 7 号

改正 平成 18 年 9 月 15 日告示第 231 号

令和元年 8 月 27 日教委告示第 7 号

令和 6 年 3 月 29 日教委告示第 10 号

令和 6 年 7 月 17 日教委告示第 17 号

令和 7 年 6 月 18 日教委告示第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 18 年与謝野町条例第 114 号)及び与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 47 号。以下「規則」という。)並びに与謝野町補助金等の交付に関する規則(平成 18 年与謝野町規則第 38 号)に定めるもののほか、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金額等)

第 2 条 与謝野町伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)に所在する伝統的建造物及び環境物件(街道のまがり、社叢、樹木等であって、与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定したものをいう。以下同じ。)の所有者が実施するこれらの外観(これと密接な関係を有する内部を含む。以下同じ。)の修理又は復元(以下「伝統的建造物等補助事業」という。)に対する補助の区分、補助対象、補助金額及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により難しい伝統的建造物等補助事業に係る補助金額及び補助限度額は、教育委員会が別に定めることができる。

3 保存地区における伝統的建造物以外の建築物等で、外観を伝統的建造物に準じた、又はこれに類する周囲の伝統的建造物と調和のとれたものの新築、増築、改築又は修理(以下「その他補助事業」という。)に対する補助の区分、補助対象、補助金額及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、当該物件を写真、図面等の確実な資料に基づき伝統的建造物及び環境物件に準じて復元する場合は、同項の規定にかかわらず、第 1 項の規定を準用することができる。

(経費の範囲)

第3条 補助事業に要する費用(以下「経費」という。)の範囲は、工事費、設計費、監理費その他教育委員会が特に必要と認めるもののうち、別表に定めるものとする。
(事業計画書の提出)

第4条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、教育委員会が別に定める日までに次に掲げる書類を添付して教育委員会へ提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 設計図(仕様書を含む。)
- (3) その他教育委員会が必要と認めるもの

(補助金の申請)

第5条 申請者は、規則第11条の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して補助事業の着手までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 配置図及び立面図
- (3) 現状変更設計仕様書
- (4) 現況カラー写真
- (5) その他教育委員会が必要と認めるもの

(補助金の交付決定の通知)

第6条 教育委員会は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、規則第12条第1項の規定により申請者に交付又は不交付を通知する。

(申請事項等の変更)

第7条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第5条の申請書の記載事項又はその添付書類の内容を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなくてはならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第14条の規定により、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業成果書
- (2) 収支精算書
- (3) 完成カラー写真
- (4) その他教育委員会が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第9条 教育委員会は、前条の報告を受けたときは、報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、当該報告に係る実施事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金は、補助金額の確定後に支払うものとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、補助金の交付決定後に概算払により補助金を支払うことができる。

(補助金の返還)

第11条 教育委員会は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助事業の状況及び収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類を備え付け、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年9月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条及び別表の規定は、この告示の施行の日以後に第4条の規定により事業計画書が提出された補助事業について適用し、同日前に事業計画書が提出された補助事業(同日以後に第7条の規定による変更がある場合を含む。)については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

区分			補助対象	補助金額	補助限度額
伝統的建造物等補助事業	伝統的建造物	建築物（主屋、土蔵、離れ、物置、社寺建造物等をいう。以下同じ。）	外観の修理に要する費用（構造耐力上又は防災対策上必要と認められる部分の補強及び修理に有する費用を含む。ただし、電気設備、内部装飾等に係るものを除く。）	経費の10分の8以内の額に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	800万円
		工作物（漆喰 ^{くい} 塀、土塀、石垣、小祠 ^し 、鳥居 ^{こま} 、狛犬、灯籠、水路、橋等をいう。以下同じ。）			
	環境物件				
その他補助事業	伝統的建造物以外のもの	建築物 工作物	新築、増築、改築又は修理のうち外観に要する費用（電気設備、内部装飾等に係るものを除く。）	経費の10分の6以内の額に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	400万円